国立大学法人東京農工大学学長選考会議印章細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (印章の管理等) 第４条　(略) 2　前項の責任者は、総務課長をもって充てる。 3～5　(略)	本則 (印章の管理等) 第４条　(略) 2　前項の責任者は、総務・経営企画部総務課長をもって充てる。 3～5　(略)	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。